

○国政研第134号

国土交通政策研究所における科学研究費の不正使用防止対策に関する基本方針について次のとおり定める。

令和2年11月24日

改正 令和3年4月1日 国政研第191号

改正 令和3年6月29日 国政研第40号

国土交通政策研究所長 住本 靖

国土交通政策研究所における科学研究費の不正使用防止対策に関する基本方針

1 目的

国土交通政策研究所（以下「国政研」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」に基づき、科学研究費（以下「科研費」という。）の運営・管理に関わる全ての構成員が科研費を適切に管理し、有効に活用して研究活動を円滑に進められるよう、管理・監査体制を整備し、不正使用を防止するための「国土交通政策研究所における科学研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」（以下「方針」という。）を策定する。

なお、構成員とは、国政研に所属する研究者、事務職員をいう。

2 責任体制及び役割

科研費の運営・管理を適正に行うため、次の各号の責任者及びその役割を定める。

- (1) 最高管理責任者は国土交通政策研究所長とし、国政研全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。最高管理責任者は、方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が科研費の運営・管理を行えるよう監督する。
- (2) 統括管理責任者は副所長とし、最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持ち、不正使用防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は総務課長とし、科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、下記の役割を負う。
 - ①対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ②不正使用防止を図るため、科研費の運営・管理に関わる構成員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ③構成員が適切に科研費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 監事は研究調整官とし、不正防止について、下記の役割を負う。
 - ①不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について国政研全体の観点から確認し、その結果を国政研所内会議において定期的に報告し、意見を述べる。
 - ②統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が

適切に実施されているかを確認し、その結果を国政研所内会議において定期的に報告し、意見を述べる。

3 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

科研費の適正な運営・管理の基盤となる環境整備を実践するため、次の各号を行う。

(1) ルールの明確化・統一化

- ① 科研費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、統一的運用を図る。
- ② 科研費の使用・運営・管理に関わる全ての構成員に対して、科研費の使用及び事務処理手続きに関するルールの周知を行う。
- ③ 科研費の適正な使用のため、規程等を整備する。

(2) 職務権限の明確化

科研費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、職務権限を明確にし、決裁手続きを定める。

(3) 構成員の意識向

- ① 科研費を適正に使用するためのルールを徹底し、全ての構成員の意識向上を図る。
- ② 構成員を対象として、コンプライアンス教育及び啓発活動（不正使用防止対策等）を行う。
- ③ 構成員に対して、関連ルールを遵守し、不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程等の整備及び運用の透明化を行う。

- ① 科研費の不正使用に係る調査の体制及び手続き等について、規程等を定める。
- ② 科研費の不正使用に係る懲戒等の適用に必要な規程等を整備し、手続きを明確にする。

(5) 科研費の不正使用等に関する国政研内外からの通報（告発）窓口を設置する。通報（告発）窓口は、総務課長とする。

4 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

科研費の不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施のため、次の各号を行う。

- (1) 統括管理責任者は不正を発生させる要因を把握し、不正使用防止計画を策定する。
- (2) 毎年度末までに不正使用防止計画の実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。
- (3) 監事と連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

5 科研費の適正な運営・管理活動

前条で策定した不正使用防止計画に基づき、適正な予算執行を行う。予算の執行に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものであるか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば研究者とともにその改善策を講じる。
- (2) 物品等の購入依頼又は発注をするときは、発注段階からその支出財源を明確にし、執行状況を収支簿等で管理しなければならない。
- (3) 発注・検収業務は、発注や収支簿管理者以外の事務職員が行う。
- (4) 研究者による発注は認めない。
- (5) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、出勤簿・勤務内容の確認を徹底し、必要に応じて事務職員による面談等を行う。
- (6) コンプライアンス推進責任者は、科研費の管理・執行状況について検証し、必要に応じて改善策を講じる。

(7) 国政研と取引を行う業者に対して、科研費の不正使用防止の取り組みを文書等で通知し、不正な取引を行わないよう周知徹底を図る。

6 情報発信・共有化の推進

科研費に関する情報発信・共有化の推進のため、次の各号を行う。

- (1) 方針等を公表し、公正かつ透明性の高い運用を図る。
- (2) 科研費の不正使用を事前に防止するために、科研費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する相談窓口を置く。相談窓口は総務課とする。
- (3) 科研費の不正使用防止に関係する諸規程等を国政研 Web サイトに掲載し、積極的な情報発信を行う。

7 監査等の実施

科研費の適正な管理を行うため、次の各号による監査等を行う。

- (1) 科研費の適正な管理のため、国政研全体の視点から実効性のあるモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- (2) 前号を実施するため、内部監査を行う。内部監査については、別に定める。